



中小企業の為の経営のヒント  
**菅原会計事務所通信**  
2016年2月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所  
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1  
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009  
業務時間 平日 AM 9:00～PM 5:00

## 「ふるさと納税」ご存知？

確定申告の時期が近づいてきましたが、「ふるさと納税」にご興味のある方もみえることでしょう。

「ふるさと納税」で、特にメリットがあるのが、2,000円を超える金額について所得税と住民税より控除されることです。平成27年よりふるさと納税の限度額が2倍とされる改正もあり、ますます使いやすくなっています。

また、寄付した自治体よりお礼の品等がもらえるところもあるので、楽しみの一つでしょう。興味のある方は、ふるさと納税をするためのサイトが色々ありますので、「ふるさと納税」で検索してみてください。

個人で事業をされていると、確定申告で控除することになりますが、確定申告をしなくてもよいサラリーマン向けに、平成27年4月1日以降のふるさと納税を対象に、ワンストップ特例という新しい制度も設けられました。

この特例を適用すると、確定申告をしなくても、所得税の控除分と合わせた金額を住民税より自動的に控除してもらえます。5つまでの自治体の寄付が対象となります。それ以上の団体に寄付した場合は、確定申告が必要です。また、この特例を受けたい場合は、寄付をする時に申請しておく必要があります。ご注意ください。

詳しくは当事務所までお問い合わせください。

(鈴木 記)



## 確定申告の時期になりました！

必要な資料が揃いましたら、早めに当事務所までご連絡ください。

